

# 家庭系収集ごみ有料化の料金体系等

資料2

## (1) 手数料の徴収方式

他自治体が導入している手数料の料金体系は、主に排出量単純比例型、排出量多段階比例型、一定量無料型の3種類がある。

料金体系	料金体系図	仕組み	利点	欠点
<b>排出量単純比例型</b> 例：【常滑市】 【守山市】 (H21.7～)		ごみの排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 単位ごみあたりの料金水準は、排出量にかかわらず、一定である。 (均一従量制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が単純で分かりやすい。</li> <li>・排出者ごとの排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金水準が低い場合には、発生抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>
<b>排出量多段階比例型</b> 例：【守山市】 (～H21.6)		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者に対する排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者ごとの排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>
<b>一定量無料型</b> 例：【東海市】		排出量が一定量となるまでは、手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると、排出者が排出量に応じ、手数料を負担する方式。 例えば、市町村がごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、さらに必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。</li> <li>・排出者ごとの排出量を把握するための費用(例えば、一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>

(平成25年4月 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」より)

## (2) 手数料の徴収方法

他自治体が導入している手数料の徴収方法は、手数料を上乗せした自治体の指定ごみ袋、ごみ袋に添付するシールの販売がある。県内においては、通常の可燃物、不燃物等については、すべて指定ごみ袋制を採用している。

徴収方法	メリット	デメリット
指定ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"><li>・収集する際に、有料指定ごみ袋の遵守状況確認しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・まとまると重く、かさばるために、販売店等で取扱いにくい。</li></ul>
シール	<ul style="list-style-type: none"><li>・小さいため、販売店における取扱いが容易である。</li><li>・ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・小さいため、収集する際にシールの貼付状況を確認しにくい。シールはがれ等の可能性もあり、収集効率が低下する。</li><li>・規定の手数料に見合ったシールを貼付しない可能性がある。</li><li>・コピー等によって、偽造される可能性がある。</li></ul>

## (3) 手数料の免除(減免)

家庭系収集ごみ有料化は、全ての市民の方を対象にごみの排出量に応じて公平に費用を負担していただくのが原則であるが、多くの自治体では、市民の方が地域清掃ボランティア活動を行うときや紙おむつを使用している乳幼児、高齢者、障がい者などがある世帯について免除(減免)をしている。

## (4) 指定ごみ袋(シール)の種類について

ごみの減量に取り組みやすくするため、何種類か用意する必要がある。手数料の徴収方法として指定ごみ袋制度を導入している自治体では、3種類程度(例:45ℓ,30ℓ,20ℓ等)作成している。

## (5) 現在の指定ごみ袋の取扱いについて

有料化制度導入により、現在使用している指定ごみ袋の取扱いを考慮する必要がある。

方法	メリット	デメリット
交換 ※比率により交換	<ul style="list-style-type: none"><li>・収集する際に、有料指定袋の遵守状況確認しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定ごみ袋を交換する手間がかかる。</li></ul>
シール ※指定ごみ袋を交換せずに、 手数料を付加したシールを 購入していただき、貼付	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行の指定ごみ袋も使用することができるため、交換する手間を省くことができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・小さいため、収集する際にシールの貼付状況を確認しにくい。シールはがれ等の可能性もあり、収集効率が低下する。</li><li>・コピー等によって、偽造される可能性がある。</li></ul>